

## 取扱通知による純支払賃借料の取扱い（具体例）

取扱通知の番号	具体例	支払賃借料及び受取賃借料の取扱いの留意点
4 の 4 の 8	(1) 社宅等	法人が賃借している土地・家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合には、当該法人が支払う賃借料は当該法人の支払賃借料となり、役員又は使用人から支払いを受ける賃借料は当該法人の受取賃借料となる。
	(2) 立体駐車場等	立体駐車場等が固定資産税において家屋に該当しないものであっても、当該立体駐車場等が土地と一体となっていると認められる場合には、土地・家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料及び受取賃借料として取り扱う。
	(3) 構築物等	法人が自ら保有・賃借している土地・家屋に、構築物又は附属設備を別途賃借して設置した場合の当該構築物等の賃借料は、当該法人の支払賃借料及び構築物等を賃貸した者の受取賃借料とならない。
	(4)	高架道路等の構築物については、高架下において別の土地の利用が可能であるから、土地・家屋の賃借権等と当該構築物が別個に取引されている場合には、当該構築物の賃借料は支払賃借料及び受取賃借料とならないものであること。
	(5) 荷物の保管料	契約等において1月以上荷物を預け、一定の土地・家屋を使用・収益していると認められる場合には、土地・家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料又は受取賃借料となる。
	(6) 消化仕入契約	いわゆる消化仕入契約（実際に販売された商品のみを仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売上の一定割合を控除した残額が支払われるものをいう。）に基づいて、自己の商品を他の法人の店舗等において販売しており、土地・家屋の賃借権等の対価に相当する額が、法人税の所得又は連結所得の計算上、自己の商品を販売する法人の損金の額及び他の法人の益金の額に算入されていない場合には、売上から控除される土地・家屋の賃借権等の対価に相当する額は、自己の商品を販売する法人の支払賃借料及び他の法人の受取賃借料とならない。
	(7) 光熱費等	契約等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等として支払っており、賃借料と当該共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合には、当該共益費等は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱わない。
	(8) リース料	資産の売買があったものとされるリース取引及び金銭貸借とされるリース取引に係るリース料は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱わない。